

○無料職業紹介事業に関する業務運営要領

事業所名 豊頃町農業協同組合

第1 求人

1. 本組合は、農業の職業に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
2. 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件を予め書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため予め書面、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示の交付ができないときは、当該明示すべき事項を予め書面の交付以外の方法により明示してください。

第2 求職

1. 本組合は、農業の職業に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
3. 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、当該明示すべき事項を予め書面の交付以外の方法の明示によって、求職申込みの手続きを省略いたします。

第3 紹介

1. 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話をいたします。
2. 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話をいたします。
3. 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を予め書面の交付により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため予め書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、予めそれら以外の方法により明示を行います。
4. 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者の所へ行っていただきます。ただし本組合の職員が同行する場合には紹介状は発行いたしません。
5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
6. 本組合は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介をいたしません。

第4 その他

1. 本組合は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
2. 本組合の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本組合に対して、その報告をしてください。また、本組合の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が就職から

6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して同様に報告してください。

3. 本組合は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は無料職業紹介事業個人情報適正管理要領に基づき、適正に取り扱います。
4. 本組合が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新ないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
5. 本組合は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
6. 本組合の取扱業務の範囲等は、「農業の職業」です。
7. 本要領は、以上の通りでありますが、本組合の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員にお尋ねください。

附 則 この要領は、平成 15 年 10 月 23 日から実施する。

附 則 この要領の変更は、令和 2 年 5 月 1 日から実施する。

附 則 この要領の変更は、令和 6 年 12 月 1 日から実施する。

○無料職業紹介事業個人情報適正管理要領

1. 個人情報を取扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介担当者とする。個人情報取扱責任者は、総務部長とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求が有った場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅延なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅延なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。

附 則 この要領は、平成 15 年 10 月 23 日から実施する。

附 則 この要領の変更は、平成 16 年 3 月 1 日から実施する。

附 則 この要領の変更は、令和 2 年 5 月 1 日から実施する。

附 則 この要領の変更は、令和 6 年 12 月 1 日から実施する。